

平成20年度 事業計画書

自 平成20年 7月 1日

至 平成21年 6月30日

有限責任中間法人 流動化・証券化協議会

目 次

I. 平成20年度事業計画の基本方針	1
II. 委員会活動全般について	1
(1) 全般	1
(2) 法制委員会関係	1
① 法制委員会	
② 信託関連法制小委員	
③ 電子登録債権法制小委員会	
④ 金融商品取引法小委員会	
⑤ 金融法制ディスカッションWG	
⑥ 排出権取引WG	
(3) 会計税務委員会関係	2
① 会計税務委員会	
② 会計小委員会	
③ 税務小委員会	
(4) 市場委員会関係	3
① 市場委員会	
② 市場慣行・インフラ小委員会	
③ フロンティア小委員会	
III. その他の活動について	4
(1) セミナーの開催	
(2) 委託調査研究の受託	
(3) 会員間の情報共有の円滑化	
(4) その他	

平成20年度事業計画

I. 平成20年度事業計画の基本方針

有限責任中間法人として2年目の事業年度である平成20年度においても、初年度の平成19年度から実施している事業を着実に実施し、より発展させていくことが重要である。

具体的には、各委員会活動、セミナー開催等を通じて関係法律をはじめとする諸制度の理解促進及び市場関係者の相互理解の促進を図ると共に、事務局機能の強化等を図り、会員に対する情報提供の充実を図っていく。

各委員会活動で取り上げる事項や開催するセミナーの内容等については、制度改正の動向や市場環境の変化等の状況に柔軟に対応する。

一方、より多くの市場関係者に当協議会への参加を促し、より広範な意見の集約、情報発信に努め、資産の流動化及び証券化に関する市場の健全な発展に寄与する。

II. 委員会活動について

(1) 全般

- ① 法制委員会、会計税務委員会、市場委員会においては、諸制度の改正動向の把握及び意見提出、市場関係者の相互理解向上を目指す。
- ② 昨年度から継続中のテーマについては引続き同じ委員会で議論を深めることとし、新たなテーマについては、既存の委員会又は新たな委員会を設置して議論を行う。
- ③ 各委員会等のメンバー構成は、会員内から取り上げる事項に知見を有する者を選定し、委員の改選は各委員会で検討する。また、議論の内容を踏まえ、知見を有する者の会員外からの招聘を認める。
- ④ 委員会の活動は原則として協議会内において公表することとし、委員会傍聴を認めるとともに、ホームページ等を通じた情報の共有を行う。但し、議論の内容等に応じ、やむを得ない場合は各委員会の柔軟な運営を認める。
- ⑤ 委員会活動の成果（検討結果）については、各委員会の責任において取りまとめを行い、内容に応じて外部公表する。
- ⑥ テーマによっては法制、会計税務、市場の分野別ではなく横断的な検討が適切な場合、合同で委員会を開催する等、柔軟に対応する。
- ⑦ 委員会活動の成果を用いたセミナーの開催、研修、出版等を通じて会員への知見の還元に取り組む。

(2) 法制委員会関係

- ① 法制委員会
 - ・ 金融法制全般の動きを踏まえ、証券化・流動化の観点からどのような影響を及ぼすかについて議論を行う。また、今後、具体的検討を要する法律の改正動向等について意見交換を行う。

- ・ 必要に応じて、各小委員会活動への助言等を行う。

② 信託関連法制小委員会

- ・ 平成19年5月に金融庁に対して「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備に関する政令（案）」等に関する意見を提出したが、法施行による実務への影響等について議論を行う。
- ・ 平成18年4月に金融庁に対して「信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正（案）」に関する意見を提出したが、引続き実務への影響等について議論を行う。

③ 電子登録債権法制小委員会

- ・ 法制審議会の「電子登録債権法制に関する中間試案」に対し意見を提出したが、引続き法律の内容を踏まえ、流動化・証券化にどのような影響を及ぼすか、活用事例があるかという観点から必要に応じ議論を行う。
- ・ 必要に応じ、電子記録債権法の活用、実務への影響等について検討を行う。

④ 金融商品取引法小委員会

- ・ 平成19年5月に金融庁に対して「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に関する意見を提出したが、法施行により実務への影響等について議論を行う。
- ・ 必要に応じ、金融商品取引法の運用、実務上の運用等について議論を行う。

⑤ 金融法制ディスカッションWG

- ・ 近年行われた法改正の結果を踏まえ、現在の金融関連法制に係る法的論点について、学識者、弁護士を中心に議論を行う。
- ・ 議論の成果がまとまった際には、報告書の作成、金融関係の雑誌への掲載、論文集の作成という形で公表する。

⑥ 排出権取引WG

- ・ 排出権について、キャップ&トレード等の制度が導入された場合に生じるであろう法律的問題について、温暖化対策推進法、口座簿制度、取引法制等を中心に議論する。その他に、参加者及び協議会会員の問題意識を踏まえて検討課題を設定する。

(3) 会計税務委員会関係

① 会計税務委員会

- ・ 会計及び税務に関する横断的な課題について、制度の改正動向に関する情報共有及び流動化・証券化への影響の検討を行う他、既存制度における問題点の検討等を行う。
- ・ 必要に応じて、各小委員会活動への助言等を行う。

② 会計小委員会

- ・ 流動化・証券化に関する会計制度について、既存の論点整理、新しい会計基準が作成される場合の実務への影響の検討及び企業会計基準委員会（ASBJ）との意見交換やパブリックコメントでの意見提出等を行う。
- ・ 今後、特別目的会社の連結に関する問題は、国際的な議論も踏まえ企業会計基準委員会（ASBJ）において、検討されることが予定されており、検討状況についての情報共有や流動化・証券化への影響を議論するとともに、企業会計基準委員会（ASBJ）との意見交換及び新たな会計基準案等が公表された際には、パブリックコメントでの意見提出を行う。
- ・ 信託に関する会計制度の整備、リース会計の改正等、重要な制度変更が行われたことから、必要に応じて制度変更内容の検討、企業会計基準委員会（ASBJ）との意見交換を行う。

③ 税務小委員会

- ・ 流動化・証券化に関する税務について、既存の論点整理、税制改正に関する情報共有等を行う。
- ・ 税制改正に関しては、流動化・証券化に関する制度について検討を行い、必要に応じ関係団体との意見交換等を行うことによって税制改正要望に関与していく。

（４）市場委員会関係

① 市場委員会

- ・ 法制度、税・会計制度以外の流動化・証券化市場における諸課題の検討を行う。
- ・ 論点が広範に及ぶため、個別の議論は小委員会において議論することとし、小委員会活動への助言を行うとともに、活動の報告を受ける。
- ・ 取り扱うべきテーマに応じて小委員会の改廃を検討するほか、横断的に議論すべきテーマ等があれば、自ら議論を行う。

② 市場慣行・インフラ小委員会

- ・ 市場的な課題を掘り下げて検討する。
- ・ 市場的な課題は多岐にわたり、かつ、様々な関係者の意見を踏まえる必要があることから、平成20年度は現在活動中の3WGをもとにしつつも、柔軟な体制で検討を行う。
- ・ WGは流動化・証券化市場の関係者による様々な論点に関する貴重な意見交換の場を提供していることに鑑み、定期的な会合を長期間にわたって継続する。
- ・ 新たに取り上げるべきテーマがある場合は、既存WG活動に拘泥せず、小委員会の開催もしくは追加的なWGの設置を検討する。

- a) 証券化商品のリスクと格付けに関するWG
 - ・ 市場関係者の格付けに関する理解促進等を目的に、引き続き議論を行う自由討議の中で問題点を発見し、それらについて適宜検討していくこととする。
 - ・ 必要に応じて他のWGと連携して検討を進める。
 - b) 情報開示に関するWG
 - ・ それぞれの証券化関係者の立場から、証券化に関する情報開示のあり方について検討を行う。
 - ・ 必要に応じて他のWGと連携して検討を進める。
 - c) 信託の市場的な課題に関するWG
 - ・ 信託と流動化・証券化をめぐる課題について市場関係者を中心に議論する。
 - ・ 具体的な論点については、参加者及び協議会会員の問題意識を踏まえて設定する。
 - d) 証券化技術を使ったバンキングWG（ABC P／ABL）
 - ・ 証券化スキームを銀行業務で活用する観点からABC P（Asset Backed Commercial Paper）とABL（Asset Backed Loan）を中心に議論を行う。
 - ・ 統計を整備し市場を把握するとともに、オリジネーター倒産時の対応や中堅中小企業への証券化の健全な普及について検討する。
- ③ フロンティア小委員会
- ・ 平成19年度に引き続き、流動化・証券化市場のパイを拡大すべく、個別企業の工夫では解決困難な課題について、現状の把握、課題の洗い出し、解決策の検討を行う。
 - ・ 検討の結果は報告書に取りまとめ、官公庁や関係団体に提示し、認識の共有を図る。

Ⅲ. その他の活動について

(1) セミナーの開催

- ・ 会員に対する情報提供、会員の制度改正等に対する理解促進を図るため、積極的にセミナー開催に取り組む。具体的には月1回以上開催する。
- ・ テーマは流動化・証券化に関する法制度、会計税制、市場における諸問題について、以下の観点から具体的なテーマを選定し、適切な講師に講演を依頼する。

○最新の制度改正等の動向を踏まえたタイムリーなテーマ。
(主に上級者向け)

- 各委員会活動の成果（取りまとめ資料、報告書等の内容）
- 流動化・証券化実務に携わる初心者への理解促進に資する基本的なテーマ。
（主に初級者向け）

（２）委託調査研究の受託

委託調査研究を受託し、担保法制、債権流動化法制、証券化に関する海外法制等の研究を行う。研究の成果は会報への掲載等を通じて会員に提供する。

（３）会員間の情報共有の円滑化

- ・ 各委員会等の活動状況や行政及び各種法制の動向等について、各委員に対するタイムリーな情報発信と情報の共有化を図る。
 - ホームページの充実と活用
 - 会報の発行

（４）その他

- 内外関係機関等（行政等を含む）との交流及び協力
- 新規会員の開拓
- 情報・文献等の収集・整備

以上